

家庭用厨房・給湯・暖房契約  
(トリオでとくとくガスプラン)

石巻ガス株式会社

平成 26 年 7 月 1 日改定

## 目 次

1. 目 的.....	2
2. 選択約款の届出および変更.....	2
3. 用語の定義.....	2
4. 適用条件.....	3
5. 契約の締結.....	3
6. 使用量の算定.....	4
7. 料 金.....	4
8. 単位料金の調整.....	4
9. 設置の確認.....	6
10. その他.....	6
II. ガス料金均等支払の取扱い.....	6
1. 目 的.....	6
2. 適 用.....	6
3. 契約の成立と契約期間.....	6
4. 適用期間.....	6
5. 使用量の算定と料金の通知.....	7
6. 均等料金.....	7
7. 遅収料金.....	7
8. 支払義務.....	7
9. 解 約.....	7
10. その他.....	8
付 則.....	8
1. この選択約款の実施期日.....	8
(別 表) .....	9
1. 早収料金の算定方法.....	9
2. 料金表.....	10

## 1. 目 的

この選択約款は、家庭用の厨房・給湯分野における安定的な需要の確保と暖房分野における機器の普及を通じ当社の製造供給設備の効率的な利用またはその他の効率的な事業運営に資することを目的といたします。

## 2. 選択約款の届出および変更

(1) この選択約款は、ガス事業法第 17 条第 12 項の規定にもとづき、東北経済産業局長に届け出たものです。

(2) 当社は、東北経済産業局長に届け出てこの選択約款を変更することがあります。この場合、当社は届出内容をあらかじめお客さまに通知の上、お客さまとの需給契約の内容を変更後の選択約款によるものとします。

## 3. 用語の定義

(1) 「厨房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する調理用の機器をいいます。

(2) 「給湯機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、温水を作る機能を有する燃焼機器をいいます。

(3) 「暖房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、専用住宅または併用住宅における居住部分にて、暖房を行う機能を有する燃焼機器または温水を循環させて暖房を行う機能を有する熱源器により、居室に設置した放熱器に温水を供給して暖房を行うシステムをいいます。

(4) 「居室」とは、居住の目的のために継続的に使用する室をいいます。

(5) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業所・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。

(6) 「併用住宅」とは、店舗・作業所・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。

(7) 「消費税等相当額」とは、消費税法に基づき消費税が課される金額に消費税法に基づく税率を乗じて得た金額、および地方税法に基づき地方消費税が課される金額に地方税法に基づく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(8) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては 8 %といたします。

(9) 「単位料金」とは、8. に定める基準単位料金（税込）または調整単位料金をいいます。

#### 4. 適用条件

お客さまは、風呂・給湯に給湯機器を、併せて厨房機器と暖房機器を、次のいずれかの条件で使用する場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

(1) 専用住宅で使用する場合。

(2) 併用住宅で設置されているガスメーターの能力が 10m<sup>3</sup> 毎時以下の場合。

#### 5. 契約の締結

(1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。

(2) お客さまは、この選択約款を承諾の上、所定の申込書により申し込んでいただきます。

(3) 契約期間は次のとおりといたします。

① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の検針日までといたします。

② 石巻ガス一般ガス供給約款に定める契約または他の選択約款からこの選択約款へ変更した場合には、この選択約款の契約期間は、変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の検針日までといたします。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以後も同様といたします。

(4) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約または一般ガス供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から 1 年に満たない場合には、その申し込みを承諾しない場合があります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合にはこの限りではありません。（(5)において同じ。）

(5) 当社は、本契約の契約期間満了前に他の契約種別（一般ガス供給約款に基づく契約を除く。）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

## 6. 使用量の算定

(1) 各月使用分の使用量は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

(2) その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

## 7. 料 金

(1) 当社は、料金の支払いが、支払い義務発生の日の翌日から起算して 20 日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金に消費税等相当額（を含みます。）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を 3 パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含んだもの）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

(2) 当社は、別表 2 の料金表（税込）を適用して、早収料金を算定いたします。

(3) 料金適用開始日は契約成立後の初回定例検針日の翌日（新にガスの使用を開始した場合は、初回検針日を含みます。）とし、初回定例検針日までの期間については一般ガス供給約款の料金表にもとづき料金を算定します。ただし、当社の他の選択約款にもとづく契約の解約と同時にこの選択約款を適用する場合は、従前の選択約款の料金表にもとづき料金を算定します。

## 8. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2) ② により算定した平均原料価格が (2) ① に定める基準平均原料価格を超えて上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の各基準単位料金（税込）に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金（税込）に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表 1. (3) のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1 立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金（税込）} + 0.085 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金（税込）} - 0.085 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

（備考）

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

（2）（1）に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トンあたり）

89,890 円

② 平均原料価格（トンあたり）

別表第1（3）に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位とする。）およびトンあたりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位とする。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が143,820円以上となった場合は、143,820円といたします。

（算式）

平均原料価格

$$= \text{トンあたりLNG平均価格} \times 0.9560 \\ + \text{トンあたりブタン平均価格} \times 0.0478$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

イ．平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ．平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

## 9. 設置の確認

(1) 当社は、厨房機器、給湯機器及び暖房機器が設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款を解約し解約日以降一般ガス供給約款を適用いたします。

(2) 厨房機器、給湯機器、暖房機器を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。

## 10. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

## II. ガス料金均等支払の取扱い

### 1. 目的

各月のガス料金を均等にすることにより、お客さまの支払金額を平準化するとともに、口座振替による支払を推進することを目的といたします。

### 2. 適用

この取扱いにもとづく契約（以下「契約」といいます。）は、家庭用厨房・給湯・暖房契約を締結するお客さまが希望する場合であって、料金を口座振替によって毎月支払っていただく場合に適用します。

### 3. 契約の成立と契約期間

(1) お客さまが、契約を希望する場合は、所定の申込書により申し込んでいただき、当社がその申し込みを承諾した時に成立いたします。

(2) 契約期間は、契約が成立した日から4に定める適用期間の末日までといたします。

(3) 契約期間満了に先立って解約の申し出がない場合は、契約期間満了日の翌日から1年間同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

### 4. 適用期間

適用期間は、契約が成立した日の直後の定例検針日の翌日から12か月目の定例検日までといたします。

ただし、3（3）の場合には、適用期間満了の日の翌日から12か月目の定例検針日までとし、以降も同様といたします。

## 5. 使用量の算定と料金の通知

（1） 当社は、6（1）の規定にかかわらず、毎月、定例検針を行います。

（2） 当社は、（1）の検針により算定した使用量（以下「使用量」といいます。）とその使用量により家庭用厨房・給湯・暖房契約にもとづき算定した料金（以下「料金」といいます。）を均等料金とあわせてお客さまに速やかにお知らせいたします。

## 6. 均等料金

（1） 各月の均等料金は、原則として申込月の前12か月の使用量により、家庭用厨房・給湯・暖房契約にもとづき算定した金額の合計額（消費税等相当額を含む）を12で除して得た金額の1,000円未満の端数を切り上げた金額といたします。ただし、申込月前の実績が12か月に満たない場合は、お客さまと協議し金額を決定します。

（2） 各月の均等料金は、消費税等相当額を含んだものといたします。

（3） 適用期間の末日に、適用期間中の均等料金と料金との差額を精算し、その金額を均等料金といたします。なお、この差額には利息計算はいたしません。

## 7. 遅收料金

遅收料金は、料金から消費税等相当額を除いた額を3パーセント割り増ししたものとし、遅收料金（消費税等相当額を含みます。）から料金を差引いたものを遅收加算額といたします。

## 8. 支払義務

均等料金の支払義務は、5（1）の定例検針日に発生いたします。

## 9. 解 約

（1） 次の場合には、当社は、契約を解約しその旨をお客さまに通知いたします。この場合、当社は6（3）の規定にかかわらず、速やかに精算いたします。

- ① 均等料金が、早收期限までに支払われない場合
- ② 家庭用厨房・給湯・暖房契約が廃止になった場合
- ③ その他特別な理由があり、当社が必要と認めた場合

（2） （1）の精算の結果、お客さまの均等料金の合計支払額が料金の合計額に満たな

い場合には、その不足額を支払っていただきます。この場合、精算日をもって不足額の支払義務発生日といたします。ただし、この不足額には家庭用厨房・給湯・暖房契約7（1）の規定を適用いたしません。また、（1）①の場合には、不足額および7の遅収加算額をあわせて支払っていただきます。

## **10. その他**

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

## **付 則**

### **1. この選択約款の実施期日**

この選択約款は、平成 26 年 7 月 1 日から実施いたします。

## (別 表)

### 1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金（税込）または8.の規定により調整単位料金を算定した場合にはその調整単位料金に、使用量を乗じて得た額といたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
  - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

位料金を適用いたします。

- ⑩ 料金算定期間の末日が 10 月 1 日から 10 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 5 月から 7 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が 11 月 1 日から 11 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 6 月から 8 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が 12 月 1 日から 12 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 7 月から 9 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

## 2. 料金表

### (1) 使用量に応じた基本料金及び基準単位料金

使用量 (1 か月及びガスメーター 1 個につき)	基本料金 (1 か月及びガスメーター 1 個につき)	基準単位料金 (1 立方メートルにつき)
0 立方メートルから 20 立方メートルまで	1,539.00 円 (税込)	272.64 円 (税込)
	1,425.00 円 (税抜)	252.45 円 (税抜)
20 立方メートルを超え 45 立方メートルまで	2,052.00 円 (税込)	247.50 円 (税込)
	1,900.00 円 (税抜)	229.17 円 (税抜)
45 立方メートルを 超える場合	6,927.12 円 (税込)	139.16 円 (税込)
	6,414.00 円 (税抜)	128.86 円 (税抜)

### (2) 調整単位料金

(1) の基準単位料金 (税込) をもとに、8. の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。